

『H30年度租税滞納状況 滞納残高はピーク時の3割弱に』

国税庁は先般、平成30年度の租税滞納状況を公表した。

期限内納付に関する広報や納期限前後の指導の実施など滞納の未然防止、及び、厳正・的確な整理促進に努めた結果、30年度末における滞納整理中のものの額(滞納残高)は20年連続で減少し、前年度より4.8%減の8,118億円となり、**ピークだった平成10年度の28.8%となった**。滞納残高は、前期の滞納残高と新規発生滞納額の計から整理済額を差し引いた額。29年度末の滞納残高は8,531億円。30年度の新規発生滞納額は6,143億円で、過去最も多かった平成4年度の32.5%となり、低水準が続いている。整理済額は前年度から横ばいの6,555億円となり、新規発生滞納額を上回ったため、滞納残高は前述の8,118億円となった。地方消費税を除く消費税の滞納残高は、前年度から4.1%減の2,904億円。

申告などにより課税されたものの額を示す、徴収決定済額は62兆4,838億円となった。滞納発生割合(新規発生滞納額/徴収決定済額)は前年度と同じく1.0%となり、国税庁発足以来の最も低い割合が続いている。



『正社員から業務委託への転換 「労働者性」に注意が必要』

大手企業を中心に、働き方改革の一環として働き方の多様化を積極的に取り入れ始めている。主な取組みとしては女性や高齢者、障害者の雇用、治療就労両立支援の取組みとなるが、一歩先を見据えて社員ではない働き方を導入する事例が出始めている。最近話題になった大手企業における「正社員」から「業務委託」への変更では、労使双方のメリットを強調している。従業員のメリットは「主体的な労働」「副業等の自由」「手取収入の増大」、事業主のメリットでは「残業規制の撤廃」「社会保険料の軽減」「生産性の向上」としているが、雇用類似の働き方においては労働者性判断基準があるため注意が必要だ。「業務遂行上の指揮監督」「諾否の自由」「時間的・場所的拘束」「報酬の額」「機械・器具等の負担関係」等に鑑み、また「委託等の際の選考過程が正規従業員と同様」「報酬における源泉徴収」「服務規律を適用」等、事業主が労働者と認識していると推認される場合、業務委託ではなく労働者と判断され、社会保険やその他の手続において罰則の適用や支払義務が生じる可能性がある。

企業としてのリスクや法的な問題点に注意し慎重に採用するとともに、従業員には収入、社会保障の違い等の十分な説明が必要不可欠となる。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます